大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和7年4月1日

京都市長 松 井 孝 治

1 届出者の氏名及び住所株式会社御幸ビルディング取締役社長 目時 義通名古屋市中区錦三丁目20番27号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 京都御幸ビル 京都市中京区島丸通四条上る笋町689番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する	株式会社御幸ビルディング	株式会社御幸ビルディング
者の氏名又は名称及び住所	取締役社長 三明 秀二	取締役社長 目時 義通
並びに法人にあっては代表	名古屋市中区錦三丁目20番	名古屋市中区錦三丁目20番
者の氏名	2 7 号	2 7 号

(3)変更年月日 令和6年9月20日

3 届出年月日

令和6年11月8日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2)期間

令和7年4月1日(火)から令和7年8月1日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和7年8月1日(金)

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)